電気通信大学研究設備センター運営委員会規程

平成21年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学研究設備センター規程第8条第2項の規定に基づき、 電気通信大学研究設備センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 電気通信大学研究設備センター(以下「センター」という。)の管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) センターの業務計画の基本方針に関すること。
 - (3) 全学的研究設備の管理運営の基本方針に関すること。
 - (4) 全学的研究設備の整備計画に関すること。
 - (5) センターの構成員に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 各部門長
 - (3) センター専任教員
 - (4) 大学院情報理工学研究科及び情報理工学域から選出された専任の教授 3人
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項に委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 ただし、副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (専門委員会)
- 第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。 (委員会の事務)
- 第9条 委員会に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。